

令和6年度愛媛県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和6年度愛媛県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(目的)

第2条 支援金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧電気料金高騰の影響を受ける事業者を緊急的に支援することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 愛媛県内に所在する事業所（公立施設及び発電施設を除く。）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主（以下「中小企業者等」という。）

(2) 施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内に所在する商業施設又は協同組合が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内に所在する工業団地（以下「商業施設等」という。）に入居し、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者等

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に支援が必要であると知事が認める者

2 前項の規定にかかわらず、交付の対象となる月における1キロワットアワー当たりの電気料金の額（以下「単価」という。）が、令和4年2月における単価よりも1.3円（税込み）以上上昇していない場合は、交付要件を満たさないものとする。ただし、特別高圧での受電を開始した時期の都合により令和4年2月の単価が設定されておらず、交付要件を満たすことを確認できない場合であって、かつ、客観的に交付要件を満たしていることに相当すると確認できる場合は、この限りではない。

(交付額及び交付対象期間)

第4条 支援金の交付額及び交付対象期間は、別表のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、電力使用量内訳書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）そ

の他の付属書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号に規定する中小企業者等の交付申請に当たっては、商業施設等の運営を行う者（以下「運営事業者等」という。）がとりまとめて行うことができるものとする。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、前条の規定による支援金交付申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは支援金の交付を決定し、速やかに交付対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
3 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

（支援金の交付）

第7条 知事は、第6条の規定による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該対象者（以下「交付決定者」という。）に支援金を交付するものとする。
2 第5条第2項の規定により運営事業者等が交付申請を行う場合には、運営事業者等に支援金を交付することとし、交付後、運営事業者等は、運営する商業施設等に入居する中小企業者等に交付額の算定に用いた使用電力量に応じて支援金を分配することとする。

（関係書類の保管）

第8条 交付決定者は、支援金の交付申請に係る書類一式について、帳簿及び証拠書類を整備し、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

別表

交付額	交付対象期間
1.3円／kWh×月間電力使用量×6か月 ただし、1,300千円／月を上限とする。	令和6年8月から10月及び令和7年1月 から3月までの使用分の6か月分